

医学部進級・卒業・留年規程

(総則)

第1条 医学部に在籍する学生の進級・卒業・留年については、この規程の定めるところによる。

(進級)

第2条 医学部教授会が当該年度の学年末に、第3条に定める進級要件に基づき進級の可否を判定する。

2 前項により可と判定された者(進級要件を全て満たす者)を進級とする。

(進級要件)

第3条 進級要件は次のとおりとする。

(1) 該当学年配当科目(必修科目及び選択必修科目、以下同じ)で、受験資格を失った科目(医学部試験内規第3条に定めるもの)がないこと。

(2) 該当学年配当科目の成績平均が60点以上であること。かつ、40点未満の科目がないこと。

(3) 第1学年にあつては、配当科目全てに合格すること。

第2学年にあつては、配当科目全てに合格すること。

第3学年にあつては、配当科目全てに合格すること。

第4学年にあつては、配当科目全てに合格し、かつ総合試験(CBT 共用試験)及び共用試験 OSCE に合格すること。

第5学年にあつては、配当科目の不合格科目が2科目以下であり、かつ総合試験に合格すること。

(4) テュートリアル教育に合格すること。

(5) 第4条に定める仮進級解除試験に合格すること。

2 第1学年配当の「人間形成の基礎科目(選択必修科目)」を5科目(10単位)以上履修した者については、成績上位4科目(8単位)を進級判定の対象とする。

「テュートリアル教育」は、第1項第2号の平均点算出科目の対象外とする。

3 第1項第2号の成績平均は、当該科目の最終評価点(追・再試験を受験した場合は追・再試験の評価点)により算出する。

(仮進級解除試験)

第4条 第6学年において、第5学年配当科目のうち不合格科目を有する者(「仮進級者」という)は、6年次の選択実習で当該科目の履修が指定され、当該科目の臨床実習試験をもって、仮進級解除試験とする。

仮進級解除試験に不合格の場合は留年とする。

(卒業)

第5条 医学部教授会が当該年度の学年末に、第7条に定める卒業要件に基づき卒業の可否を判定する。

2 前項により可と判定された者(卒業要件を全て満たす者)を卒業とする。

(卒業要件)

第6条 卒業要件は次のとおりとする。

- (1) 第6学年配当科目（必修科目及び選択必修科目、以下同じ）で、受験資格を失った科目（医学部試験内規第3条に定めるもの）がないこと。
 - (2) 第6学年配当科目を全て修得（合格）すること。
 - (3) 総合試験、卒業時OSCEに合格すること。
 - (4) 第4条に定める仮進級解除試験に合格すること。
- 2 総合講義は、第1項第2号の平均点算出科目の対象外とする。
 - 3 第1項第2号の成績平均は、当該科目の最終評価点（追・再試験を受験した場合は当該試験の評価点）により算出する。

（留年）

第7条 次の各号のいずれかに該当する者は留年とする。

- (1) 第4条に定める仮進級解除試験に合格しなかった者
 - (2) 北里大学学則第36条により休学となった者
 - (3) 医学部試験不正行為者の取り扱いにより停学となった者
 - (4) 第2条第2項により進級できない者
 - (5) 第6条第2項により卒業できない者
 - (6) 学習態度が極めて不良であると教授会が判定した者
 - (7) その他、教授会が留年とした者
- 2 留年者は、該当学年配当科目（必修科目及び選択必修科目、以下同じ）、第3条第1項第5号、第7条第1項第3号に掲げるものについて、全て再履修・再受験しなければならない。但し、教授会が特に指示した場合はこの限りでない。

（規程の改廃）

第8条 この規程の改廃は、教育委員会の議を経て、教授会が定める。

附則

- 1 この規程は、平成23年4月1日より施行する。
- 2 第3条（進級要件）の規定にかかわらず、旧規程により平成23年度に不合格科目を有して進級した者（仮進級者）は、進級学年に実施する当該不合格科目に関する試験（仮進級解除試験）を受験し、合格しなければならない。

附則

- 1 この規程は、平成24年4月1日より施行する。
- 2 第3条（進級要件）の規定にかかわらず、旧規程により平成23年度に不合格科目を有して進級（仮進級）し、平成24年度に当該学年に留年となった者は、当該学年に実施する当該不合格科目に関する試験（仮進級解除試験）を受験し、合格しなければならない。

附則

- 1 この規程は、平成26年4月1日より施行する。
- 2 第3条（進級要件）の規定にかかわらず、平成19年4月1日施行規程により不合格科目を有して進級（仮進級）し、当該学年に留年となった者は、当該学年に実施する当該不合格科目に関する試験（仮進級解除試験）を受験し、合格しなければならない。